

千葉県社会福祉士会 会員:川島

賛成(負担金が適正・公平に配分され、使われていくのであれば)

あえて、一会員として、2点について、このような形で意見を申し上げたく、お送りさせて頂くこととしました。

◎私が、前回の総会時、「県支部単位での倫理案件対応に関する、対応原資として必要なのであれば、5号議案の会費の改正で、会費が変更になった金額の一部が当てられるのが、本来なのではないでしょうか？(倫理案件は、負担金で支払うものでなく、全ての会員が対象となりえるということを含めて)」と申し上げました。

しかしながら、その回答はなされませんでした。

これについて、ご回答をお願いさせて頂きたいと思います。

◎負担金の申告について、自己申告とされています。自己申告であれば、自分自身で、どの事業(ばあとなあ、審査会、講師等)で得た収入で支払うのかを、自身で判断し、申告すべきです。複数の事業をされている方も、本人がどの事業で申告するかを判断すべきであり、これは支払う方の権利でも有ると思います。

これにより、どの事業で、どれだけの負担金が支払われたかをあらわすという、透明性を出すということが目的です。そして、負担金が多く支払われた事業には、配分についても、反映させるべきだと思います。

ここ(負担金の収入の内訳)が不透明だと、配分を検討する際、参考・目安になるものがなく、負担金が多く支払われた事業に、反映されない可能性があると思います。

負担金を実施されるのでありましたら、収入・支出の内訳をはっきり示し、会員が理解・納得できるような形で運用されることを願っております。